監査制度改革をめぐる最近の動向

Mandatory Rotation of Audit Firms and Audit Report Reform

田中恒夫

はじめに

2008年のリーマン・ブラザーズの破綻をキッカケとする世界的金融危機が襲った。それらの金融危機に見舞われた金融機関の監査人が、その役割りを十分果たしたのかを巡って種々の議論が交されてきた。そうした議論の中で、監査人の明白な失敗の証拠は発見されていないが、監査人が全体として社会の期待に応えていないのではないか、そのために監査人の側でどのような対応を取るべきかが議論され、それらへの対応策として、いくつかの提案が出てきているので、それらを紹介し、今後の監査の展望を行おうとするのが本稿の目的である。

主要な論稿は2010年EUのグリーン・ペーパー及び2011年のPCAOBの2本の提案である。

I部 グリーン・ペーパー「危機からの教訓」(注1)

まず最初に、EUの2010年10月13日付グリーン・ペーパーである。この論稿は、欧州委員会が「監査に関する施策・金融危機からの教訓」として公表した21頁に及ぶ資料である。そこでは、2007年から2009年にかけて多くの銀行が巨額の損失を計上した事実は、監査人がそれらクライアントにどのようにして無限定適正報告書を出しえたのかへの疑問及び現在の法的枠組みの適切性への疑問を提起した(注2)。

監査は、金融安定への監督及びコーポレート・ガバナンスと並んで主要貢献者であるべきである。その監査が機能するために監査人の独立性が最重要である。さらに、大会計事務所の寡占化につれ、そのいずれかの破綻による金融市場への混乱が懸念されているとして、金融市場と関連付けて監査を論じている。そして以下の論点を述べている。

1. 監査人の役割

財務諸表が関連する財務報告フレームワークに従って真実公正な外観を与えると報

告する時、監査人は、全体としての財務諸表は不正又は誤謬による重大な虚偽記載はないという "合理的保証"を提供しているのである(注3)。監査人は、かくして所定の会計フレームワークに従って提示された歴史的財務情報は重大に虚偽表示されているというリスクを最小化しようとしているのである。

現在の実務は、上に言及された"合理的保証"は、財務諸表が真実公正な外観を与えることを保証することへの目標を減らし、財務諸表は、適用される財務報告フレームワークに従って作られていることを保証すること、により適合させているということを示してきているように見える。銀行危機は、監査意見は管轄区域間の規制フレームワークの差の裁定取引がないということを含む"実質優先"に焦点をおくべきことを示している。 IFRSは、実質優先と真実公正な外観の原則の前提にもとづいている、ということに注目することは重要である。

1-1 ステークホルダーへの監査人によるコミュニケーション

〈ステークホルダーへのより高いレベルの保証〉

ユーザーの観点からは、監査人はバランスシートの構成要素及びそれらの評価についてステークホルダーに非常に高いレベルの保証を提供すべきである(注4)。委員会は、クライアントによる遵守やシステム作業にあまり頼らないで、バランスシートの実質的な立証に強力な焦点を合わせた"基本に帰る"立場を探ることを望んでいる。監査人は、どの構成要素が直接に検証されたか、専門的判断、内部モデル、仮定、経営者の説明といったものの上にどこが検証されたかを開示できよう。

〈監査人の行動〉

健全な財務情報を伝える主要な責任は被監査企業の経営者にあるが、監査人はユーザーの観点(職業専門家としての懐疑心の行使)から、経営者に積極的に挑戦することによりその役割りを果たすことができる。そうした懐疑心は、財務諸表の主要な開示について行使でき、また、監査報告書の"強調事項"となろう。

〈より良い外部とのコミュニケーション(注5)〉

外部とのより良いコミュニケーションのために、監査報告書を改定することを検討 すべきではないか(英仏の例を示して論及している)。

〈より良い内部的コミュニケーション〉

外部監査人と監査委員会、内部監査人との定期的な対話を持つべきである。こうすることで、コンプライアンス、リスク・モニタリングなどの抜け穴をなくすことができるとして、ドイツの監査役会へ出す長文式報告書の例を示している。

〈企業の社会的環境的責任 (CSR)〉

CSR報告について、監査人がその保証を行うかどうかの議論が提起されている。

〈監査人の権限の拡張(注6)〉

監査人の焦点は、これまで歴史的情報にもとづいている。監査人が会社により提供される将来情報を評価すべき範囲について検討することは重要である。このことは、ゴーイング・コンサーン情報と関連している。将来分析は、証券アナリストや格付け機関によりこれまで行われてきているが、ステークホルダーに価値があるときにのみ監査人の役割りをこうした方面に拡張されるべきだろう。

1 - 2 国際監査基準 (ISA)

国際監査基準及び国際品質管理基準は、IAASB(国際監査保証基準審議会)により設定されている。委員会(EC)は、IAASBのガバナンス及び説明責任の改善に向けて主要国際パートナーや組織と協力している。委員会(EC)は、EUレベルでのISAの採用へEUステークホルダーの全般的サポートに気づいている。委員会(EC)は、EUにISAをいつどのように導入するかを検討している。

2. 監査事務所のガバナンス及び独立性

〈監査人の任命及び報酬(注7)〉

監査人は、監査をうけることが必要な企業により指名され支払われ、しかもこれが通常の入札プロセスの一部として行われる。監査人の責任は、会社その他のステークホルダーに向けられているという事実は、そのシステムのねじれを創り出している。委員会(EC)は、監査機能は法定検査の一種であり、その業務の任命、報酬、任期は、会社ではなく第三者多分規制当局の責任であるというシナリオの可能性を検討している。そうした考え方は、大企業又は大規模金融機関の財務諸表監査に特に適切であろう。このことは、一方で増大する官僚主義のリスク、他方で明らかに独立的任命の社会的利益というものを考慮しなければならない。

〈強制ローテーション〉

1つの会社が何十年も同じ監査事務所を指名するという状況は、望ましい独立性の 基準と相容れないようにみえる。主要監査パートナーのローテーションが法定されて いるが、なれ合いの脅威はなくならない。

こうしたことから、監査事務所のローテーションは検討されるべきである。委員会は、ローテーションの結果として知識の喪失に関連する議論を知っている。それにもかかわらず、特に監査市場における客観性及びダイナミズムを浸透させ維持するという見地で、そうしたローテーションの賛否両論をきいてみたい。

〈非監査サービス〉

EU全体で被監査先への非監査サービスを禁止することになっていない。委員会

(EC) は、非監査サービスの提供禁止の補強を行いたい。このことは、検査部隊と類似の"純粋監査事務所"の創設となるかもしれない。監査人は理想的には、被監査企業とはいかなるビジネス上の利害も持つべきでない。

〈財務諸表の公表(注8)〉

グローバルネットワークは、全ネットワークをカバーした財務諸表の公表を検討し、 その監査を受けるべきである。競争者による監査に葛藤があれば、法的団体(各国又はEUレベル)が監査を行うべきである。

〈所有規制とパートナーシップモデル〉

現在、監査指令は、監査人が事務所議決権の過半数を占め、理事会を支配することを求めている。監査事務所はパートナーシップモデルの下で運営している。しかしながら、いくつかの巨大企業の規模と複雑性をもった著しい成長にてらして、もしも大会計事務所の1つが何らかの責任追求に対応するために十分な資源を持っているかどうかはわからない。かくて、監査事務所が、他のところから資本を調達することを可能にする代替的な構造を探求する価値がある。

〈グループ監査(注9)〉

多数の地域で活動する大企業グループの監査は、通常それらの監査が要求する資源のハイレベルの故に大きなグローバル・ネットワークにより行われる。グループ監査人は補強される必要があるという点で世界の監査監督機関の多くと委員会(EC)は同意見である。グループ監査人は、そのグループ子会社等を監査しているすべての監査人の報告書及びその他の証拠書類にアクセスすべきである。

3. 監督 (注10)

公的監視システムが監査事務所の監督の中心的役割を果たしている。

ョーロッパにおける監査事務所の監督は、各国監査監督システムと緊密な協力のも と、より統合された基礎の上に遂行されねばならない。

その選択の1は、欧州監査人監督機関グループ(EGAOB)をいわゆる Lamfalussyレベル3委員会(欧州証券規制委員会・欧州保険年金監督者委員会・欧州 銀行監督委員会と同格)に移行させることである。他のオプションは、新しい欧州監 督当局委員会の設立である。

そのもとで、国際監査ネットワークの監督は、最近提案された信用格付機関と同様 に欧州レベルで行われよう。

4. 集中と市場構造(注11)

上場会社の監査市場は、主としていわゆるビッグ4監査事務所により行われている。

EUメンバー国では90%超がビッグ4である。そのような集中は、全体的なリスクの 累積を必然的に伴い、そうした"大規模事務所"の崩壊は全市場を崩壊させうるので ある。

市場が一定の層で集中しすぎているようであり、彼らの監査人を決定する時、クライアントの十分な選択を拒否するようにみえる。

〈共同監査/監査共同体(注12)〉

共同監査はフランスで実施されており、この実務は、中間層事務所に大企業の監査 市場で活発なプレーヤーになることを可能にするために、市場に活力を与えるために 発展させるべきとしている。

〈監査人の強制ローテーションと入札〉

監査人の強制ローテーションは、監査人の独立性を高めるのみならず、監査市場によりダイナミズムと能力をもたらす触媒として作用しうる。ローテーションルールは、事務所のみならずパートナーも変わらなければならないし、また、強制的な入札も行われるべきである。

〈"ビッグ4が最良"という先入観への対処〉

監査市場上層部での合併の結果として、会社の監査人に"ビッグ4"事務所の指名でより高いレベルの"安堵感"があるようにみえる。ECはこれが"知覚"に帰せられるかまたどれほど"利点"と考えられるかを理解したい。

〈事故対策〉

ECは、事故対策を議論するため、メンバー国、監査事務所及びその他のステークホルダー及び国際フォーラムと作業をするつもりである。そうした対策は、国際的事務所の崩壊という出来事による市場の混乱のない急速な解決を可能とすべきである。銀行セクターで検討された秩序ある破綻という考えは、事前的方策として研究されるべきである。

5. 欧州単一市場の創設 (注13)

規制制定者は、監査事務所のクロスボーダーな活動に障壁を創り出す複雑性をある 程度もたらしている。

監査サービスの提供への欧州単一市場は、高められた調和化と"監査人の欧州パスポート"にもとづこう。このことは、共通の専門資格要件、共通のガバナンス所有制度及びEUに適用できる独立性規則をもった欧州全域にわたる登録制度を作ることを意味する。監査人監督が信用格付け機関で提案されたと同じように単一監視機関により行われるよう探究されよう。そうすれば、より競争が促進され、監査サービスのコストが減るだろう。

以上主要論点を紹介したが、その他中小企業監査・監査監督のあり方などに論及している。

II部 PCAOBコンセプト・リリース「監査人の独立性及び監査事務 所のローテーション (注14)」

PCAOBは、2011年8月16日に上記のコンセプト・リリースを公表しているので、 その内容を紹介する。

1. 総論

監査は、会社の財務的成功に利害を持たないとして観察する適格な第三者により遂行されるので、財務諸表利用者に価値がある。SOX法は被監査会社からの監査人の独立性を強化するために立案されたいくつかの重要な規定を定めた。

たとえば、監査人を雇うこと及びその業務を監視することの責任を持つのを監査委員会とした。さらに、クライアントへ一定の非監査サービスの提供を監査人に禁止し、また監査パートナーの強制ローテーションを課した。加えて、監査人の独立的監視をするために、PCAOB(公開会社会計監視委員会)を設置した。

その創設以来、PCAOBは届け出た会計事務所を各年多数(数百)検査してきている。これらの検査は、監査業界の有り様と監査の遂行に独特の視点をもたらした。

この視点にもとづいて、PCAOBは、その法律の中の改革は、監査の質に重要で、建設的な相違を作りだしていると信じている。しかし、PCAOBは、監査人が要求された独立性、客観性及び職業的懐疑心といったいくつかの点で域に達していなかったようにみえる例を発見し続けている。そこで監査クライアントとの関係についての一つの可能なアプローチは監査事務所の強制ローテーションである。それは、1970年代以来幾度も検討されてきている。

提案者は、それは経営者の圧力から監査人を解放し、会社の財務報告への新しい見 方の機会を提供するだろうと信じている。反対者は監査コストの増大をあげ、また監 査の初期の年度での監査の質を悪化させるとする。

2002年議会(注15)が、事務所ローテーションを検討し、GAOにその研究を要求した。GAOは、SECとPCAOBはそれを要求するにはもう少しの経験が必要と報告した。GAOレポート以来数年して、グローバル金融危機により、再び監査の信頼性を問題としてきている。PCAOBの検査及び他の監査規制者の経験から明らかなことは、監査人の独立性、客観性及び職業的懐疑心を高めるためにより成しうる、

そして、なさるべきであるかどうかについての疑問が続いていることである。結果として、アメリカ以外で、業務入札制度、強制ローテーション、二重監査、及び"監査専業"事務所というような対策が検討、提案されている。

こうした状況に照らして、PCAOBはこれらの問題、特に監査事務所の強制ローテーションの利点及び欠点にコメントを求めている。このコンセプト・リリース及びコメントプロセスを通じてPCAOBは監査人が、要求された独立性、客観性及び職業的懐疑心をもって監査に取りかかることを確実にするため適切な手段についての議論が始まることを意図している。ローテーション要件は、現状を全く変え、従って増大するコスト及び混乱の危険をもたらそう。PCAOBは、これらの問題へのコメント者の見解及びデータに期待している。

監査人の独立性 (注16)

会計士は、独立性が職業としての監査の存続可能であるために不可決であることを 長く認識してきている。会計事務所は、サービスを提供するために監査される会社に より支払われる営利目的の企業であるので、監査人の独立性は重要な固有のリスクに さらされ続けている。

独立性は、監査人とクライアントとの間の関係の記述であると共に、監査人が彼又は彼女の仕事に取り組まなければならない心掛けでもある。監査基準における最も一般的な独立性の要件は、次のように定めている。

"仕事に関連するあらゆる事柄における精神的態度における独立性は監査人により維持されるべきである。"この心掛けの1つの尺度は、"監査証拠の批判的評価と疑問を抱く心を含む態度"と記述されている"職業的懐疑心"を行使する監査人の能力である。PCAOBの基準は"職業的懐疑心の行使に際しては、監査人は、経営者が正直であるという確信から説得力のある証拠以下に満足させられるべきではない"としている。

議会、SEC及びPCAOBは要求される精神状態を促進するべく、目論まれた要件を採用し独立性と両立しないとみられる行為を禁止している。これらの改革は、監査人の独立性とそれにつれて財務報告の信頼性を高めてきている。PCAOBは、大監査事務所の年次検査を8年やってきている。PCAOB検査員は、それら業務の2,800以上を検査し、監査の失敗であると決定したものを含めて数百例を発見し、分析した。こうした状況の中で、監査の失敗は、財務諸表は重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的保証を入手することの失敗である。PCAOBの発見事項は、品質管理改善過程を通じて監査を改善してきているけれども、発見し続けている監査の欠陥の頻度と種類の両方で懸念が残っている。それらの欠陥は、部分的に少なくと

も監査手続きを行う時、そして監査結果を評価する時の職業的懐疑心の適切なレベル の適用の失敗にもとづいているようにみえた。監査人が、投資家に向くのではなく、 クライアントの方に重心をおいているようにみえる。同じような問題は他国の規制機 関も発見してきている。

議会がSOX法を採用した金融危機以来、いくつかの手法が検討されてきた。それらは、たとえば保険会社が監査人に支払うシステム、あるいは、報酬が第三者から支払われる監査人のランダム選任システムなどがある。これらの方法にはメリットもあるが、立法措置が必要であり、PCAOBは既存の権限の下での手段に焦点をおいている。

事務所の強制ローテーションは、各新しい業務を長期的な所得の流れに変える事務 所の能力を終わらせることによって、クライアントとの関係を基本的に変え、結果と して独立の門番として役立つ監査人の能力をかなり高めるだろう。

3. 監査事務所のローテーション(注17)

A. 歴史的な背景

ペンセントラル、エクイティ・ファンディングその他企業スキャンダルに続いて、上院小委員スタッフ報告書(メトカーフ報告: "会計貴族")を公表した。その中でその報告はビッグ・エイトが独立監査人として特別の名声を受けていたが、彼らはその立場に伴う特別の責任を引き受けていない、ということを発見した。その報告書は、会計事務所と会社の長期的関与は、クライアント経営者の利害と会計事務所の親密な一体化に導きやすいとし、会計事務所間の競争を増進する方法として、所定期間経過後、又はSECが会計事務所が失敗したことをみつけた後に、会計士の強制変更は選択肢の1つとして論及した。

その後のAICPAのコーエン委員会は監査人の能力を増強するいくつかの提案をしたが、その中で事務所のローテーションは、1つは経営者の圧力に抵抗することへの監査人の動機が増大すること、もう1つは新しい監査人は新しい視点をもたらそうと利点を示した。同時に、コーエン委員会はスタート・アップの重複と企業になじむのに必要な学習時間の増大から監査コストの著しい増加に懸念を表明した。関連した点として、監査人による低水準の実施の例の研究で、いくつかの問題事例は初年度又は2年目の監査であった。このことは、新しいクライアントに関連してより高い危険を示している。最終的にコーエン委員会報告は事務所間の過度の競争を懸念し、ローテーションは多くのクライアントを"早い者勝ち"にすることにより、この問題を悪化させると信じた。

コーエン委員会は、強制ローテーションのコストは高く、ユーザーがうる利益は継

続的関係から得られる利点の喪失により相殺されようとし、事務所の強制ローテーションに反対した。かわりに、ローテーションが適切かを決定するためのベスト・ポジションは監査委員会であるとした。また、同報告は、会計事務所が業務に割り当てる人を替えることによって、そのローテーションの利点の多くが達成できるとした。

SECスタッフがこれらの問題にふれたレポートを出したが、監査人の独立性への 広範な報告の中で、事務所の強制ローテーションの簡潔な議論を含めた (注18)。その報告書は、議会の要求によるものであったが、その中でその監査に責任を持つパートナーの定期的交代のための要件は、コーエン委員会により識別された会計事務所変 更に伴う著しいコスト及びリスクを創り出すことなく、監査に新しい視点をもたらす 十分な機会を提供するという当時の見解を述べた。最終的に、その報告書はSECルールに、なんらの立法も変更も必要ないと結論した。

2002年のSOX法の制定に至る議会公聴会は、25年前に始めたメトカーフ報告の論争をより充実させた。証人のうち前SEC委員長アーザー・レビット、ハロルド・ウィリアムズは強制ローテーションを支持したが、他は懸念を示し、結局SOX法はパートナー・ローテーションを含めたが、事務所ローテーションは更にGAOに研究することを求めた。GAOレポートは種々検討した結果、事務所強制ローテーションは、監査人の独立性及び監査の質を高めるための最も有効な方法でないかもしれない。しかしながらSEC及びPCAOBが、SOX法の有効性についての十分な経験を得るために少なくとも数年を必要とする。その上で、強制ローテーションを含む更なる立法・改定を検討することとした。

検査実施の経験にもとづいて、PCAOBはGAOレポート来監査の質は改善していると信じるが、更なる改善がなされうると信じている。

B. PCAOB投資家諮問グループ (IAG) 他の見解 (注19)

2011年3月のIAGの会合で、そのメンバーの何人かが、金融危機から学んだ教訓に関連して、事務所強制ローテーションを検討することを強く主張した。

これらの I A G メンバーは、独立性について心配にさせる鍵は、監査される会社の経営者とその事務所が持つ"なれ合い"の程度であると述べ、金融危機に関係した大企業の監査人の多くは、それらの会社と長期連続した監査関係を持っていたということに論及した。このワーキンググループは、P C A O B が定期的な監査人の強制ローテーション、例えば10年毎交代という仕組みを制定するためのプロジェクトに着手することを勧告した。

監査人の客観性及び独立性への疑問は、アメリカ以外でも示され、ECの2010年のグリーン・ペーパーでも取り上げられた。

C. 学術研究(注20)

監査人の任期と監査の質との間の関係についての多くの研究がある。多くは、短い 在任期の業務は、相対的にリスクが大きいという見解を支持する傾向にある。こうし た文献の限界は、研究が監査人の交代が強制でない任意である環境に焦点を合わせが ちであるということである。

PCAOB自身の検査データも同じ限界がある。PCAOBは、検査のための監査を任意に選ぶのではなく、リスクの高いと信じたものから選んでいるのでサンプルに適さない。

選択のゆがみがない場合ですらも、監査の失敗は、監査人 - クライアントの関係の 初めの方の年度に、より起きやすいという発見の強制ローテーションへの意味は明ら かではない。そのような現象の根拠は、監査人が新しいクライアントの業務の初めの 年度では、学習曲線が険しすぎて高品質の監査を実施できないということかもしれない。

D. 一般的質問(注21)

PCAOBは、監査人の強制ローテーションは監査人の客観性、能力及び経営者の 圧力に抵抗する意欲をかなり高めるだろうかどうかについてのコメントに関心がある。 監査クライアントによる支払いは、不可避にシステムのねじれを創り出してしまう か?

PCAOBは、また会社財務諸表を定期的に"新しい視点でみる"ことは、監査人の独立性を高め、投資家を保護するかどうかについての意見に関心がある。

最後に、独立性客観性及び職業的懐疑心を高めるだろう強制ローテーションに代わる代替案があるかどうかをコメンターは検討して欲しい。

PCAOBは、強制監査人ローテーションを再び探求する時機が到来したと考えているので、このリリースで論じられた問題のあらゆる局面に意見を求めている。

こうして、多様な質問を展開している。

4. 規則制定への可能な方法(注22)

A. 従事期間

継続従事期間について、PCAOBは10年超についてコメントを求めている。

B. ありうる要求事項の範囲

PCAOB基準に従うすべての監査にローテーション要件を検討するか、又はその要件を適用する監査を限定するか。たとえば、大規模会社の監査にのみ適用してはどうか。一定の産業の監査にのみ適用はどうか。

C. 移行と実施の検討事項

大企業が監査事務所を選ぶには、数の上で多くないので制限がある。さらに、非監査サービスの制限もある。しかし、事務所ローテーションは、場合によっては監査市場にダイナミズムと競争をもたらそう。また、禁止の非監査サービスをしない監査専業の事務所を生み出すかもしれない。いくつかの移行に伴う問題にコメントを求めている。

Ⅲ部 PCAOBの公開草案「監査の透明性の改善:PCAOB監査基 準及びフォーム2への修正提案」(注23)

PCAOBは、8月のコンセプト・リリースに続いて、監査の改善に向けた上記に示した改革案を10月11日に公表している。以下にその内容を紹介する。

その概要は(1)会計事務所に従事パートナーの名前の公表を要求すること、(2) P C A O B 年次報告フォーム 2 を修正して、即にそこに報告を要求されているフォームに従事パートナーの名前の公表を要求すること、(3)その監査に関係した他の会計事務所及びその他の人について監査報告書の中で開示を要求すること、の 3 点である。

1. 総論(注24)

監査報告書は、監査に関する情報の投資家の主要源泉であるが、大企業については 2つ以上の事務所が関わっていることが一般である。多くの場合、これらの他の事務 所は、報告書を出す事務所と提携しており、共通のブランド名を使っている。その他 では、事務所間での提携はなく、又、一定の監査手続を実施するため事務所外からの 他の参加者を使っているかもしれない。大抵の場合、これらの他の事務所は、他の事務所が所在している国で監査活動に従事している。いずれにしても、その作業の中心 にいる従事パートナーがいる。それを実施する人及びその作業は適切に監督され、調整されていることが確かめられなければならない。

しかし、監査報告を読者により有益にするためのコメントを求めているが、他方、 的を絞った変更が、より透明性を提供するために可能であると信じている。従事パートナーの名前及びその監査に参加したその他の人及び会計事務所の名前を提供することは、比較的控え目な変更であるが透明性を増すであろう。

それらにコメントを求めている。

2. 従事パートナーの公表 (注25)

PCAOBは、2009年に監査報告に事務所の署名に加えて従事パートナーの署名を含めることを要求すべきかについてのコメントを求めた。ACAP、SAG、IAGなどのグループから支持の意見であったが、そのメンバーの一部から懸念が示された。その後のコメントを含めてPCAOBは、従事パートナーの名前を開示することを要求するが、監査報告書への署名を含めることを要求しない提案をすることに決めた。この変更により、PCAOB監査基準のいくつかの修正となる。

またPCAOBは、すでに報告を要求されている年次報告書フォーム2に従事パートナーの名前を開示することを要求する修正を提案している。このことは、この情報を1ヶ所で利用可能とし、そうすることで、そうした報告がPCAOBのウェブサイト上に発表されることにより容易に検索されえよう。

〈提案された監査報告書開示 (注26)〉

従事パートナーの監査報告書への署名は、監査人の個人的な説明責任の意識を高め、彼らの行動に積極的に影響し、投資家保護に資するとする意見の他、署名は監査の質へのパートナーの責任観念を増大しよう。そのことは、事務所にパートナーの質を改善する動機をもたらそう。しかし、署名要件は、もしそれが事務所の責任を減らすならば否定的な効果をもつだろう。

何人かの注釈者は、署名要件は監査手続の重要な変更或いは監査への責任を事務所から従事パートナーへの転換を反映すると監査報告書の読者に誤解されるだろうという懸念を表明し続けた。またある者は、署名要件の意図せざる結果は従事パートナーの"防御的監査"の実施、事務所のリスクの高いクライアントの放出、さらには才能ある人材の流出、又は業界への流入の拒絶があろう。そしてこれらの現象は監査コストを増大させよう、ということを示唆した。

PCAOBは、従事パートナーがすでに彼らの仕事に説明責任があると感じているという理由があることに同意する。しかし、PCAOBの検査は、監査人は正当な注意及び職業的懐疑心を持って監査を実施するべきと要求する、ということを含めたPCAOB基準に準拠することに改善の大きな余地があるということを示している。従事パートナーの名前の開示は、より良い実施を促進する1つの手段であろう。

PCAOBは、上記議論を考慮して、報告書を出す事務所の署名のみを必要とする。 そして、直近期の従事パートナーの名前を報告書に開示するという方式を提案している。 そのことが、全体としての事務所及び従事パートナーの役割をより良く反映する だろうと信じている。

また、署名要件を求めないのは、従事パートナーに証券法10条及び10(b)及び証券法11条との関係で責任を生じるとの懸念が示されたことも考慮した。

3. 監査への他の参加者及び言及参照された会計事務所の開示(注27)

多くの会社の監査で、監査報告書を出す会計事務所は、監査手続の100%を実施しているわけではない。このことは、1国以上で活動している会社の監査に普通である。こうした状況で会社の外国活動の監査は、他の会計事務所、或はその監査人により雇用されていない監査の他の参加者により実施されている。

さらに、いくつかの会計事務所は、監査のある部分が、その事務所が本部がある国 以外の別の国にある事務所により実施される、オフショアリングとして知られる実務 を始めている。例えば、一会計事務所が、比較的労務費の安い国に事務所を設立し、 会計事務所の本部のある国、或は第三国にある会社の監査で一定の監査手続きを実施 するためにその労務費の安い国の人を雇うというような実務である。

PCAOBは、監査報告書に、他の独立会計事務所及びその監査報告をした事務所に雇傭されていないその他の人の開示を要求することを提案している。提案は、その報告する監査人が(a)責任を引き受ける、或いは他の会計事務所の作業を監督する、或いはその監査で監査手続を実施した人の作業を監督する、さらに(b)他の会計事務所と責任を分割する、時に開示を要求している。その開示はその監査に参加した会計事務所又は他の人の名前、場所、参加の程度(総時間への%etc)を求められる。

こうした開示は、投資家が他の監査人を評価することを可能とし、さらに財務報告 の透明性を高めることが期待される。

こうした開示は監査報告書の中の説明パラグラフで行うことが求められる。

IV部 EUの監査制度改革案の決定(注28)

EUは、2011年11月30日に前年公表したグリーン・ペーパーにもとづくコメントを 反映した監査制度のEC指令改革案等を決定公表した。その概要は次のようである。

これらの提案は、銀行・保険会社及び上場会社のような公開企業の法定監査について、監査人の独立性を高め、そして法定監査市場をよりダイナミックにするための施策であると考えている。

①監査事務所の強制ローテーション

監査事務所は、最大6年(若干の例外あり)の任期後交代を要求される。但し、共同監査が行われる時は、9年まで延長される。

同じクライアントに戻ることができる冷却期間は4年である。

②強制入札

公開企業は、新しい監査人を選ぶ時、公開の透明な入札を義務づけられる。企業の

監査委員会がその選択手続にしっかりと関与すべきである。

③非監査サービス

監査事務所は、彼らの監査クライアントに非監査サービスを提供することが禁止される。

さらに大規模監査事務所は、利益相反のリスクを避けるため、非監査活動から監査 活動を分離することを義務づけられよう。

④監査部門のヨーロッパ全体の監督

さらに監査のグローバル化という状況を考慮すれば、監査ネットワークの監督での EUレベル及び国際レベルでの協力と調整が重要である。それ故、ECは監査人監督 活動の調整はEU市場証券当局(ESMA)の枠内で確保されることを提案する。

⑤監査人のヨーロッパパスポートの導入

ECは、法的監査の単一市場の創設のため監査人のヨーロッパパスポートの導入を提案する。この目的に向けて、ECは、監査事務所が全ヨーロッパでサービスを提供できるようにすると共に、法定監査を実施する時は、すべての監査人及び監査事務所は国際監査基準(IAS)に従うことを要求する。

⑥小規模監査人への例外規定

小規模及び中規模事務所の場合には、それらの基準の例外適用を認める。

まとめ

以上にみるように、金融危機を契機に監査制度の見直しが行われ、EUでの監査人の強制ローテーション、入札制度の採用、ヨーロッパパスポートの導入などの改正案の決定、アメリカのPCAOBも監査人の強制ローテーションの提案、監査報告書での従事パートナー及び他の監査人の開示の提案を行っている。日本でも、大王製紙及びオリンパスの不祥事がいずれも監査人が十分機能しなかったと批判を受けており、コーポレートガバナンスをめぐる制度改革と共に監査制度についても世界の潮流に合わせた改革と共に国内的にも更なる改革が問われているといえよう。

これらの他にも、監査報告書の改善をめぐって活発な意見が交わされているので、 こうした動向にも注意が必要であろう。

(注1) 本グリーン・ペーパーには、「会計・監査ジャーナル」N665 P.10-15で、甲 斐幸子氏による「欧州委員会・グリーン・ペーパー "監査に関する施策: 金

融危機からの教訓"」に紹介されている。

http://ec.europa.eu/internal_market/auditing/news/index_en.htmにより入手できる。

- (注2) Green Paper P. 3
- (注3) 同上P. 6
- (注4) 同上P. 7
- (注5) 同上P. 8
- (注6) 同上P. 9
- (注7) 同上P.11
- (注8) 同上P.12
- (注9) 同上P.13
- (注10) 同上P.14
- (注11) 同上P.15
- (注12) 同上P.16
- (注13) 同上P.17
- (注14) PCAOB: コンセプト・リリース「監査人の独立性と監査事務所ローテーション」このコンセプト・リリースについて、会計監査ジャーナルN0676 PP. 9-17に甲斐幸子氏の解説がある。

http://pcaobus.org/Rules/Rulemaking/Docket037/Release_2011-006.pdf より入手できる。

- (注15) 同上P. 3
- (注16) 同上P. 4
- (注17) 同上P.10
- (注18) 同上P.11
- (注19) 同上P.15
- (注20) 同上P.16
- (注21) 同上P.17
- (注22) 同上P.19
- (注23) PCAOB「監査の透明性の改善: PCAOB監査基準及びフォーム2の修正」 http://pcaobus.org/Rules/Rulemaking/Docket029/PCAOB_Release_2011-007.pdf より入手できる。
- (注24) 同上P. 2
- (注25) 同上P. 3
- (注26) 同上P. 6

(注27) 同上P.18

(注28) EUプレスリリース「財務諸表への信頼の回復: ECの高品質でダイナミックでオープンな監査市場」

http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/11/1480&format=HTML &aged=0&language=en&guiLanguage=en

参考文献

E C: GREEN PAPER

P C A O B : CONCEPT RELEASE ON AUDITOR INDEPENDENCE AND AUDIT FIRM ROTATION (2011. 8. 16)

PCAOB: IMPROVING THE TRANSPARENCY OF AUDITS:

PROPOSED AMENDMENTS TO PCAOB AUDITING STANDARDS AND FORM 2

(2011. 10. 11)

E C : Restoring confidence in financial statements: the European Commission aims at a higher quality, dynamic and open audit market (2011.11.30)

(たなか つねお・大原大学院大学 会計研究科教授)